

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年12月9日

福島県相双農林事務所長

| | |
|--|-----------------|
| 工事（委託業務）番号 | 25-36260-0363 |
| 工事（委託業務）名 | 水利整備基幹保全型0701工事 |
| 質問事項 | |
| <p>1. 工期について、工事完成日が令和8年3月31日となっていますが、落札者決定がR7.12.24ですので契約日をR8.1.13と仮定すると、工期の日数が78日で完全週休二日制を考慮し土日祝日を休日とした場合実施工日数が53日しかなく、さらに本工事の落札者決定日から現場施工開始日を想定するとR8.2.1からの現場施工が最短になり、設計では仮設工以外の本施工を1号トンネルが23日、2号トンネルが28日としているが、工期内に竣工検査を受検する為にはR8.3.20までには工事を完成させなければならず、実稼働日（土日祝日を除いた日）が32日しかなく仮設機械の搬入、設置、撤去、搬出等を考慮すると工期内完成は不可能と思われ、農業用水路であることから工期延長も不可能である為、最終的には工期内で施工が完了した数量での出来高清算になると考えて良いのでしょうか。</p> <p>2. 現在の工期の設定だと本施工開始が2月になり、さらに設計ではジェットヒーター等による給熱養生は計上されておらず、仮に給熱養生を行ったとしても材料の特性上、施工に必要な5°C以上の環境を常時たもつことは困難であり、実際問題として2月中の施工は不可能と思われるが、対応策を考慮しているのでしょうか。</p> <p>3. 施工計画図に記載されている1号トンネルの施工ヤードについて、林道の入口部の路肩が崩壊しており現状のままでは資材及び仮設に使用する発電機等の運搬車が通行できないが、敷鉄板等の仮設は変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>4. 施工計画図に記載されている2号トンネルの施工ヤードについて、鶴江川の橋を渡つてからの農道と林道の幅が狭く上り勾配も急な為運搬車の通行が困難と思われるが、不整地運搬車等での小運搬は変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>5. 1号トンネル、2号トンネル共に仮設で使用できる施工ヤードの範囲（民地境界）が不明な為、明示をお願い致します。</p> <p>6. 特記仕様書第9章1項の4に高圧洗浄水の排水基準が明記されているが、pHが基準を超えた場合はアルカリ中和剤を使用しても良いのでしょうか。使用しても良い場合は、薬剤の規格の明示をお願い致します。使用不可の場合は、水で希釈する必要があるので、洗浄水とは別に希釈水が必要になるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>また、浮遊物質100mg/L以下となっているが、自然沈殿させても規格を超えた場合ろ過機が必要になるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> | |

7. 特記仕様書第10章2項の1に管理基準については農林水産省の開水路補修工事の施工管理項目参考例を基準に行うと記載があるが、この基準書は大断面水路の施工を標準としている為、今回のような小断面の施工にはほとんど当てはまらないが、どのように施工管理を行えばよいか指示を頂きたい。

回 答 事 項

1. 現場条件等の諸条件により、施工可能な範囲の設計数量への変更については、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象としますので、出来高精算ではありません。
2. 給熱養生については、ジェットヒーターによる温風をダクトにより送風する方法等がありますが、給熱養生に係る必要経費については、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
- 3～4. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
5. 施工ヤードの範囲（民地境界）については、発注者において現地に明示します。
6. 水による希釈とし、水の運搬及びろ過等に係る必要経費については、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
7. 水路トンネルであることから大断面水路とし、当該管理基準を準拠することとしておりますが、この管理基準によりがたい部分がある場合は、協議により管理基準を定め、施工管理を行うこととします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。